

撚糸工連ニュース

2016年1月発行 第50号

発行：日本撚糸工業組合連合会
〒113-0034
東京都文京区湯島1-3-4
TEL 03(5615)8974
FAX 03(5615)8975
<http://www.nenshi.or.jp/>
E-mail:info@nenshi.or.jp

◆年頭のごあいさつ

平成28年(2016年)1月
日本撚糸工業組合連合会
理事長 北場利美

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましてはつつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

まず昨年を振り返りますと、日本経済全般としては、インバウンド消費の増加、また政府が推し進める各種政策の効果もあり、緩やかな回復傾向が続きました。しかしながら、今後の見通しは中国経済の減速、新興国の景気下振れ、米国の金融政策の動向等、先行き不透明な状況にあります。

国内繊維業界におきましても、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）が昨年10月に大筋合意したことにより、今後の輸出増加等の期待感があるものの、現状はリーマンショック前の水準を未だ下回っており、依然として厳しい状況にあります。

当業界におきましては、一昨年来取り組んで参りました加工賃の底上げにつきまして、取り扱い品種によりばらつきはありますが、各産地組合並びに組合員の皆様方の多大なご協力を賜り、若干ではありますが上昇傾向となりました。この場をお借りして御礼を申し上げたいと存じます。

また、その他の山積する問題に関しましても、業界一丸となって乗り切って参りたいと存じておりますので、今一度、皆様方に更なるご協力をお願いいたします。

最後に皆さまのご多幸とご発展をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

◆TPP関連について

平成27年10月5日（現地時間）、米国アトランタで開催されたTPP閣僚会合において、TPP協定が大筋合意されました。

繊維関係の概要につきましては、以下のとおりです。

市場アクセス(米国、カナダ、NZ以外は既存協定あり)

- (1) TPP締約国は、繊維製品の関税を全て撤廃することで合意。
- (2) 我が国にとってTPP最大の市場(2014年対米輸出額:約666億円)、かつ高関税で保護されていた米国市場では約73%の製品が即時撤廃される。
- (3) また、米国同様、今回初めて経済連携協定を締結するカナダは約91%、ニュージーランドは約81%と高い即時撤廃を実現。
- (4) この結果、我が国が強みを持つ高機能、高品質の繊維素材(繊維、糸、生地)、高級アパレル製品の輸出拡大に加え、TPP域内累積の活用によるベトナム等TPP域内のサプライチェーン構築を通じたビジネス拡大が期待される。

原産地規則

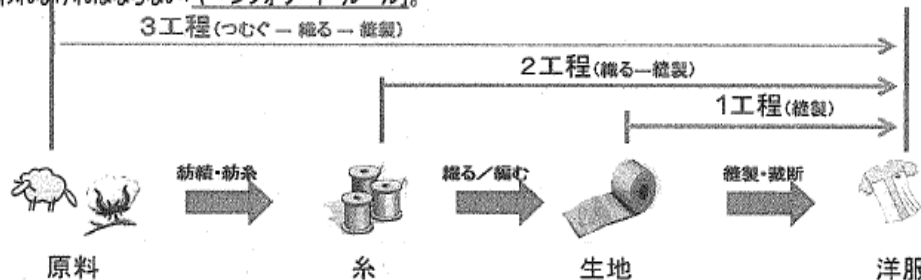
1. TPPの原産地規則

- TPP特惠税率の適用が可能な12カ国内の原産地規則の統一(事業者の制度利用負担の緩和)。
- 複数の締約国において加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度。

2. 繊維及び繊維製品の原産地規則

<基本原則>

- 繊維及び繊維製品の原産地規則は、加工工程に基づく関税番号変更基準。①紡ぐ、②織る、③縫製、という3つの工程を原則TPP締約国内において行われなければならない「ヤーンフォワード・ルール」。



- ヤーンフォワード・ルールを前提として、「供給不足の物品の一覧表」(ショートサプライ・リスト(SSL))に掲載された域内での供給が十分でない厳選された材料(繊維、糸、生地)については、例外的に域外から調達しても、その最終用途の要件を満たせば原産品として認めている。
(注)衣類を輸出する場合であって、使う糸がSSLに掲載されている場合、織る、縫製の2工程を域内ですれば良く、また、生地がSSLに掲載されている場合、縫製の1工程みを域内ですれば良いことになる。

- 61類及び62類の衣類が原産品であるか否かは、製品の関税分類を決定する主要な構成部分(表面積が最も大きい部分)で関税番号変更を満たす必要がある。

● その他の要件

【弾性生地ルール】

61類～62類の衣類に弾性糸を使った生地(HS60.02、5806.20)を使用する場合、当該生地は域内産の糸を使用する。

【縫糸ルール】

61類、62類の衣類及び63類の二次製品に縫糸(HS52.04、54.01、55.08の縫糸又は54.02の糸を縫糸として使用)を使用する場合、当該縫糸は域内産の糸を使用する。

【絹100%の着物に関するルール】

着物又は帯に使用する絹100%の絹織物を域内で製織、裁断・縫製する必要がある。

※絹織物はSSLで域外調達が例外的に認められているため、着物又は帯に使用する絹100%の織物の域内調達を義務付け。

TPP全般の概要等につきましては、<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/tpp2015.html> をご参照ください。

◆下請け取引適正化等について

経済産業省は、昨年11月13日付で、親事業者(約20万社)等に対し下請取引の適正化等について要請しました。具体的には、下請代金支払遅延等防止法の遵守、金融繁忙期の下請事業者の資金繰りへの配慮、適切な取引価格の決定、原材料価格等の上昇への配慮、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保などを要請しています。

20151020 中第3号
公取企第107号
平成27年11月13日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣

公正取引委員会委員長

下請取引の適正化について

我が国の景気は、企業の経常利益や雇用関係を中心に改善しており、その中で中小企業の景況も好転しつつあります。一方で、相対的にみると中小企業は依然として厳しい状況にあり、特に近時においては、原材料価格、エネルギー価格、人件費等の上昇による収益圧迫等に直面しています。

貴団体におかれましては、このような状況を十分に認識いただき、下請事業者と十分な協議を行い適切な対価の決定を行うなど、原材料価格、エネルギー価格、人件費等の上昇が立場の弱い下請事業者にしわ寄せされることのないよう、取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、これから年末にかけての金融繁忙期を迎えるに当たり、下請事業者の資金繰り等について一層厳しさを増すことが懸念され、親事業者が下請代金を早期にかつ可能な限り現金で支払い、下請事業者の資金繰りに支障を来さないようにすることが必要です。

特に別紙の記載事項について、改めて貴団体所属の事業者に対し周知徹底を図り、下請取引の適正化を指導されるよう強く要請いたします。

さらに、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成25年法律第41号)が、平成25年10月1日から施行されています。貴団体におかれましては、貴団体所属の事業者に対し、減額や買ったたき等による消費税の転嫁拒否等の行為を行うことがないよう、全社的な措置を講じるべきことを周知徹底していただくよう併せて強く要請いたします。

詳細は中小企業庁HPをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2015/151113Shitauke.htm>

◆日本の繊維産業の現況について

昨年12月9日に日本繊維産業連盟常任委員会が開催され、「日本の繊維産業の現況について」以下のとおり報告がありました。

1. 主要生産指標(主要繊維、テキスタイルの15年1～9月生産量)

(1) 化合繊維		(2) 綿糸	
15年1～9月	735,507(t/期)	15年1～9月	27,157(t/期)
14年同期比	98.7%	14年同期比	98.1%
11年	94.6%	11年	83.4%
08年	88.1%	08年	55.6%
(3) 毛糸		(4) 合繊維物	
15年1～9月	7,679(t/期)	15年1～9月	621,152(千㎡/期)
14年同期比	103.5%	14年同期比	99.7%
11年	99.6%	11年	98.2%
08年	85.9%	08年	80.0%
(5) 綿織物		(6) ニット生地	
15年1～9月	97,600(千㎡/期)	15年1～9月	40,863(t/期)
14年同期比	102.2%	14年同期比	97.6%
11年	99.9%	11年	86.2%
08年	39.6%	08年	66.2%
(7) 染色整理			
15年1～9月	1,374,930(千㎡/期)		
14年同期比	100.5%		
11年	93.2%		
08年	72.2%		

2. 主要貿易指標

リーマンショック後、09年は輸出入とも大幅に落ち込んだが、その後は回復基調が継続している。輸出は円安傾向が続いたことで、円ベースで13年3月以降は15年2月を除き前年同月比プラスとなっている。一方で輸入も増加しており、14年の輸出は前年比+6.8%増となり、輸入の同比+2.4%増を上回ったが、貿易収支は過去最高の▲3兆3,342億円となった。

3. 主要消費指標

(1) 家計調査消費支出(二人以上の世帯、被服及び履物)

消費税率引き上げに伴い14年4月以降は駆け込み需要の反動で大幅に落ち込んだ。その

後は回復基調にあったが今年に入り、1、3、6月が大幅にマイナスになっている。天候不順、バーゲンの7月への後ずれ等の影響を受けているが、消費マインドは足踏み傾向が長引いている。

(2) 衣類売上高（百貨店・チェーンストア）

百貨店、チェーンストアともに、4、5月は暑い日が続き、前年プラスに転じた（百貨店は2カ月ぶり、チェーンストアは13カ月ぶり）。6月は例年より気温が低く推移したことで、夏物商品の需要は低迷した。

百貨店は、8月後半の台風接近と9月の記録的な大雨の影響を受け、2カ月連続で前年比マイナスとなったが、チェーンストアは、気温の上昇とともに季節商品の動きが良くなり、7月よりプラスを維持している。

(3) SPA 売上高（全店）

6、7月は低温の影響を受け、売上高は前年比マイナスとなったが、8月前半は夏物販売が好調で、後半及び9月は気温の低下とともに秋物の販売が順調であった。

肌着等の実衣料は落ち込みが大きく、4月は悪天候等を受け。から前年比マイナスとなった模様だが、5月以降は好調に推移している。

4. その他関連指標

(1) 自動車国内生産

昨年7月以降は前年比マイナスが継続している。特に軽自動車の落ち込みが大きい。

(2) 新規住宅着工戸数

消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減の影響が薄れ、本年3月以降は前年比プラスを維持し、緩やかな持ち直しが見られる。

◆ 日本燃糸工業組合連合会第43回通常総会について

平成27年11月27日（金）、当連合会第43回通常総会が開催され、第42期事業報告、決算報告、第43期事業計画、予算等が承認されました。

◆ 第51回日本燃糸青年協議会全国大会の開催について

来る3月5日（土）、ホテルメルパルク OSAKA（大阪市）におきまして日本燃糸青年協議会の全国大会（連合会共催、燃糸会館後援）が開催されます。今回は、タビオ株式会社代表取締役 越智直正 氏を講師に招き記念講演会を行い、続いて全体会議（記念式典）・懇親会を行う予定となっています。青年会のない産地の皆様にも是非ともご参加いただきますようお願い申し上げます。

なお、参加対象者は、当連合会会員組合の組合員及び賛助会員の方となります。